

## 綾瀬市パートナーシップ宣誓制度（案）

### 1 趣 旨

「第3次あやせ男女共同参画プラン」に掲げられた基本理念「一人ひとりがすてきに生きよう」に基づき、基本施策の一つである「あらゆる性に関する人権意識の向上」を促進するため、本市においては、性的マイノリティをはじめとする性の多様性への理解を深め、差別や偏見のない自分らしい生き方ができる社会の実現をめざし、パートナーシップ宣誓制度を創設するものです。

### 2 パートナーシップの定義

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものでなく、互いを人生の大切なパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係をいいます。

### 3 制度の概要

本制度は、性的マイノリティや事実婚など同性・異性にとらわれず、パートナーシップのある二人が、両者の自由意思により人生のパートナーであることを宣誓し、市長がその事実を公的に証明するものです。

### 4 宣誓者の要件

宣誓を行うことができる者は、次の要件を全て満たす者とします。

- (1) 民法に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が市内に住所を有していること又は、一方が市内に住所を有し、他方が3か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 婚姻していないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップがないこと。
- (4) 民法に規定する婚姻のできない続柄（近親者など）でないこと。ただしパートナーシップのある二人が養子縁組をしている場合は養子縁組を解消した後に宣誓することができる。

### 5 宣誓に必要な書類

- (1) 現住所を確認できる書類（住民票の写し等）
- (2) 婚姻をしていないことが確認できる書類（戸籍抄本等）
- (3) 本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

## 6 市が交付する書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ宣誓書受領証カード（希望者のみ）

## 7 受領証の返還

宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、受領証を返還するものとします。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) その他宣誓者の要件に該当しなくなったとき。

## 8 無効となる宣誓

- (1) 宣誓者の要件に反している又は宣誓書の内容に虚偽があった、若しくは当事者間にパートナーシップを形成する意思のないとき、宣誓は無効とします。
- (2) 市長は、必要があると認めるときは、無効とした受領証の交付番号を公表することができるものとします。

## 9 その他

- (1) 正当な理由がある場合は、通称名を使用することができます。
- (2) 市長は、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対しては、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めます。